

「第2期鹿児島市再犯防止推進計画」の策定について ※詳細は検討中のため、一部割愛しています。

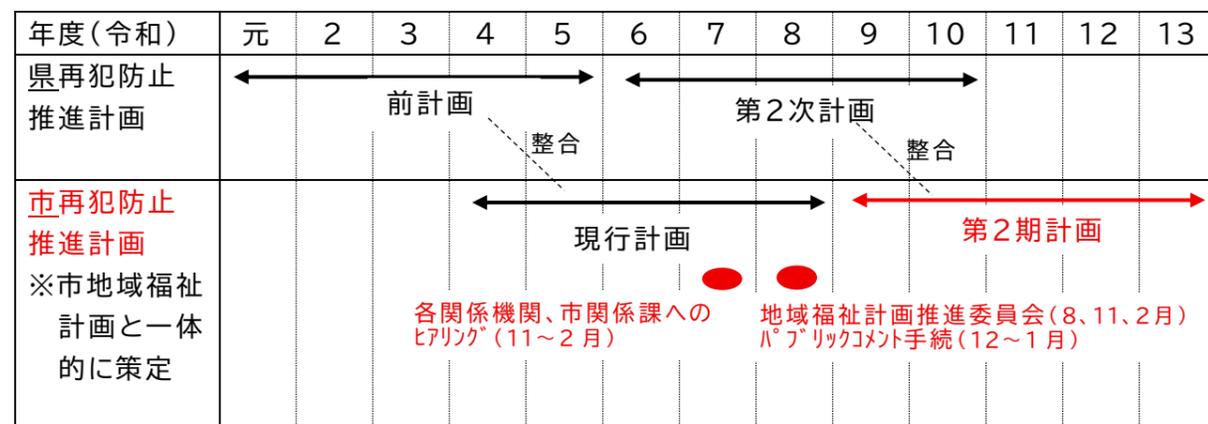
今回、第2期計画の素案をお示しします。鹿児島市再犯防止推進連絡会に参加の関係機関、地域福祉計画推進委員会、市民などから意見をいただき、令和8年度中に策定することとしています。

1 計画策定の趣旨

- 犯罪による被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、国において、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、都道府県・市町村は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画の策定が努力義務とされた。
- 本市では、「第5期鹿児島市地域福祉計画」に含まれる「鹿児島市再犯防止推進計画」(令和4～8年度)を策定し、再犯防止に関する様々な取組を進めている。
- 今回、令和8年度中に、「第6期鹿児島市地域福祉計画」に含まれる「**第2期鹿児島市再犯防止推進計画**」(令和9～13年度)を策定し、さらに取組を進めようとするもの。

2 「第2期鹿児島市再犯防止推進計画」の策定にあたって

- 現行の本市再犯防止推進計画は、「鹿児島県再犯防止推進計画(令和元～5年度)」との整合を図っており、第2期計画の策定にあたっては、「**第2次鹿児島県再犯防止推進計画(令和6～10年度)**」との整合を図りたいと考えている。
- 第2期計画は、「第6期鹿児島市地域福祉計画」と一体的に策定を進め、**令和8年度中に、地域福祉計画推進委員会での審議やパブリックコメント手続(市民からの意見聴取)、議会報告等を経て、決定**する。



(注)地域福祉計画は、本市福祉に関する個別計画の上位計画。地域福祉計画推進委員会は、学識経験者、社会福祉事業経営団体の代表者、社会福祉活動を行う団体の代表者、公募市民等で構成

3 各関係機関、市関係課へのヒアリングでの主な意見等(11月～2月実施)

(主な機関等から聴取。順不同)

<b>各関係機関(主な機関)</b> ・草牟田寮 ・市更生保護女性会 ・県地域生活定着支援センター ・県就労支援事業者機構 ・鹿児島少年鑑別所 ・鹿児島保護区保護司会 ・鹿児島保護観察所	・活動にあたっての活動費が不足している ・心の支えが大事で、交流を増やしたい ・会員の募集等が厳しい。市での広報をさらにお願したい ・障害者等、生活の安定が再犯につながる。高齢者は難しさを感じる ・勤労意欲に欠ける方が一定数おり、就労につながらない ・新たな協力雇用主の募集は広報が功を奏していない。窃盗による方は断られることが多い ・官民の連携促進、相談しやすい関係を期待している ・地域の方の保護司に対する認識が薄く、地域とのコミュニティが大事 ・保護司の確保や、次世代の若者への訴えが重要で、中高生にイベントに参加してほしい ・協力雇用主は、高齢者施設や農業関係の拡大ができないか。建設工事競争入札参加者の格付などにおいて、加点を増やせないか
<b>市関係課(主な課)</b> ・住宅課 ・人事課 ・安心安全課 ・児童生徒支援課 ・雇用推進課 ・契約課	・居住支援協議会の仕組みがあり、相談いただければ ・保護観察少年の市会計年度任用職員としての雇用は、相談に基づき行う ・犯罪被害者等がおられることを十分に認識して取り組むことが重要 ・警察、少年鑑別所と連携して、中学生に非行の未然防止教育を行っている ・学校だけでは解決が困難な問題行動等に対して、スクールサポート相談員(警察OB)による、教職員等への指導助言を行っている ・市しごと情報ナビなどで、事業主へのお願いなどを周知できる



- 各関係機関・・・さらなる機関同士での連携・取組や、市民・地域とのつながりを求める意見が多い
- 市関係課・・・既存の制度で相談に応じて対応できるものもある

4 「第2期鹿児島市再犯防止推進計画」(素案)の概要

(1) 現行計画の総括

- ・市再犯防止推進連絡会議、「社会を明るくする運動」等のイベントなどの取組を通して、**本市の再犯防止に関わる機関との連携が図られ**、広報や活動場所の確保など、**保護司の活動に関する支援が図られた**。
- ・既存の本市の様々な支援制度が充実し、重層的支援体制整備事業や居住支援協議会など新たに仕組みが整ったものもあるが、**再犯防止に向けての活用やマッチングが十分ではない面**も見受けられた。
- ・市民の協力や参画による再犯防止の取組の推進に向けては、**市民などへの再犯防止の理解のさらなる浸透**が必要である。

(2) 県計画との比較・整合

	県計画における「施策の方向性」	市計画の「主な取組」
県： 前計画	①国・民間団体等との連携強化のための取組	①国・県・民間団体等との連携強化
市： 現行計画	②就労・住居の確保のための取組 ③保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組 ④非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組 ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	②就労・住居の確保のための取組 ③保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組 ④非行の防止と、学習支援等の実施のための取組 ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組
県： 第2次計画	①国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組	①国・県・民間団体・ <u>関係機関・地域</u> 等との <u>一層の連携強化</u> や <u>相互の協力</u>
市： 第2期計画 (素案)	②就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組 ③保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組 ④非行の防止と、学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組 ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	② <u>市民への広報・啓発による再犯防止の理解の浸透</u> や <u>市民からの協力の促進</u> ③就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組 ④保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組 ⑤非行の防止と、学習支援等の実施のための取組

(3) 「主な取組」の設定理由

①国・県・民間団体・関係機関・地域等との一層の連携強化や相互の協力

- ⇒ ・連携を強めることにより、本市の再犯防止に関する制度の一層の活用等につなげたい
- ・本市だけでなく各機関が持つ強みを活かして、関係機関が相互に協力したい(法改正により地方公共団体による保護司会等への協力が努力義務に)
- ・NPOや教育機関との連携のほか、基礎自治体として地域との連携、一層の庁内連携を図りたい

②市民への広報・啓発による再犯防止の理解の浸透や市民からの協力の促進

- ⇒ ・市民に最も近い役所として、市民への広報・啓発を積極的に行い、理解を深めて、保護司の確保やイベント参加等、様々な再犯防止に関する取組の協力や参画の促進を図りたい

③就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組

④保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

⑤非行の防止と、学習支援等の実施のための取組

- ⇒ ・引き続き、就労・住居確保、保健医療・福祉サービス、非行防止などの、再犯防止に関する取組を推進していきたい
- ・③は県の第2次計画と表現を合わせる